

前回審議会での意見への対応について

NO	関連する項目	意見	対応
1	前文 市民の責務	女性が会議や地域に出ようと思っても家族の反対意見から出席や参加できないケースがある。女性は、家庭を守るべきであるとの意識が残っており、このような地域性や世代間の意識の違いがあることを考慮してはどうか。	<p><u>前文において、世代間での考え方の違いや性別による固定的な役割分担意識による社会制度や慣行が依然として根深く残り、男女の平等が十分に実現されているとは言えない状況にあることを明記する。</u></p> <p>また、市民の責務の条文中に「市民は、基本理念の理解とあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。」ことを明記する。</p>
2	配偶者等からの暴力の防止等	配偶者等からの暴力の防止について、性別による権利侵害の中で記載するため、基本的施策では記載しないとなっているが、セクハラ等と違ってDV被害者は、生活保護や措置を受けて避難をすることがあり、市の施策と繋がって支援を受けなければならない立場にあるので、項目に追加してはどうか。	<p><u>配偶者等からの暴力の防止（DV）については性別による権利侵害の禁止のところ記載するため、基本的施策では記載しないことにしていたが、<u>配偶者等からの暴力の防止等を進めていく必要がある、市の他の条例で規定していないため、項目に追加する。</u></u></p>